明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による公正競争規約の認定の申請等に関する規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**六一）　一

〔告　示〕

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件
（**金融庁**四三、四四）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
（**政治資金適正化委**四一）
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**三九八）
○戸籍が滅失した件（**同**三九九）
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（**同**四〇〇～四〇四）
○日本国に帰化を許可する件
（**同**四〇五）
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める告示
（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**九）
○重要無形文化財の指定及び保持者の認定の件（**文部科学**一六一、一六二）
○選定保存技術の選定及び保持者の認定の件（**同**一六三）
○選定保存技術の選定及び保存団体の認定の件（**同**一六四）
○選定保存技術の保存団体の追加認定の件（**同**一六五）
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件
（**農林水産**一二三八）
○保安林の指定をする件
（**同**一二三九～一二四九）
○航路標識に関する件
（**海上保安庁**二四二～二四六）
○都市計画に関する件
（**関東地方整備局**二九八）
○道路に関する件（**同**二九九）
○道路に関する件
（**四国地方整備局**九五）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省　会計検査院

〔皇室事項〕　三

〔官庁報告〕　四

官庁事項

特定保安林の指定について
（農林水産省）　四
特定保安林の指定の解除について（同）　五

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（九州経済産業局）　六

国土調査の実施に関する公示
（国土地理院）　六

〔公　告〕　八

諸　事　項

官庁
製造たばこ小売定価、証票無効、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人、国営西濃用水第二期土地改良事業計画関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
会社その他　八

府　令

○内閣府令第六十一号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項及び第四項の規定に基づき、不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による公正競争規約の認定の申請等に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年九月二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による公正競争規約の認定の申請等に関する規則の一部を改正する内閣府令　九

不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による公正競争規約の認定の申請等に関する規則（昭和三十七年公正取引委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。　九

題名を次のように改める。　九

不当景品類及び不当表示防止法第十一条の規定による協定又は規約の認定の申請等に関する内閣府令　九

第一条の見出し中「公正競争規約」を「協定又は規約」に改め、同条中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「公正競争規約」を「協定又は規約」に、「一通に」を「正本及び副本各一通並びに」に、「写一通」を「写し二通」に改め、「添え」を削り、「公正取引委員会」の下に「又は消費者庁長官のいずれか」を加える。　一〇

第二条の見出し中「公正競争規約」を「協定又は規約」に改め、同条第一項柱書き中「第十二条第四項」を「第十一条第四項」に、「公正競争規約」を「協定又は規約」に改め、同項第二号及び第三号中「公正競争規約」を「協定又は規約」に改め、同項第五号を削り、同条第二項柱書き中「第十二条第四項」を「第十一条第四項」に、「公正競争規約」を「協定又は規約」に改め、同項第二号中「公正競争規約」を「協定又は規約」に改め、同項第四号を削る。　一〇

第三条中「公正競争規約」を「協定又は規約」に改め、「公正取引委員会」の下に「又は消費者庁長官のいずれか」を加える。　一三